

福岡県糸島市（国内 48 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る  
疫学調査チームの現地調査概要

令和 4 年 12 月 26 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は竹林や雑木林に隣接する丘陵地に位置していた。
- ② 当該農場は平飼いの開放鶏舎 3 棟からなり、発生時、いずれの鶏舎でも肉用鶏が飼養されていた。
- ③ 鶏舎の 1 つに隣接して農場の事務所があり、鶏舎から公道を挟んだ衛生管理区域内に堆肥舎 1 棟を有していた。
- ④ 当該農場は、国内 40 例目の発生農場から約 0.8 km の地点にあり、12 月 19 日に実施した周辺農場検査において陰性が確認されていた。

2 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、発生鶏舎（通報時 16 日齢）では、12 月 23 日に 13 羽、24 日に 12 羽の死亡が確認され、25 日には 18 羽に増加したとのこと。死亡個体は鶏舎全体に散見されたとのこと。それ以前にも当該群で 1 日当たり 20 羽程度の死亡が認められたことはあったが、これらの場合には発育不良個体などが認められ、その後は通常の死亡羽数（7 羽程度）に戻っていたとのこと。一方、23 日以降の死亡鶏にはそうした特徴が認められなかったため、25 日に家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ② 疫学調査時は、発生鶏舎を含む 2 鶏舎では殺処分が進んでおり、死亡等の状況は把握できなかったが、殺処分前であった別の 1 棟では死亡の増加等は認められなかった。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、農場主を含む 2 名が飼養管理に従事していた。
- ② 鶏舎内での作業について、飼養管理者ごとの担当鶏舎は特に決められていなかった。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 公道と鶏舎側の農場の境界には、カラーコーンとバーが設置されていた。鶏舎周囲及び堆肥舎の衛生管理区域の境界は明瞭ではなかった。
- ② 飼養管理者によると、飼養管理者の車両が衛生管理区域に入る際には、鶏舎側の衛生管理区域入口の動力噴霧器で車両消毒を行っていたとのこと。
- ③ 飼養管理者は出勤すると事務所横の更衣室で衛生管理区域専用の長靴と作業着に着替え、手指消毒を実施し、飼養管理者によっては手袋を着用していたとのこと。
- ④ 飼料運搬車等の外部車両が入場する場合は車両消毒を行うよう依頼していたが、人の更衣や消毒状況は把握していなかったとのこと。
- ⑤ 飼養管理者が鶏舎に入る際には、鶏舎入口のトレーに衛生管理区域専用長靴を入れた後、トレーの外に置いた鶏舎専用長靴に履き替え、踏込み消毒（逆性石けん、3 日に 1 回又は汚れがひどければその都度交換）を行っていたとのこと。また、アルコールスプレーによる手指消毒を行っており、手袋をしている場合は、手袋を外し、素手と手袋の両方を消毒していたとのこと。
- ⑥ 飼料搬入、鶏糞搬出、死亡鶏搬出など一部の作業の際には、人や車両が公道と農場の間を行き来する必要があるが、その際、人の更衣・消毒や車両の洗浄・消毒は行っていなかったとのこと。
- ⑦ 農場単位でオールイン・オールアウトを行っており、鶏舎間で 3 日ずつ導入・出荷

日をずらしていたとのこと。農場の最後の出荷は11月3日、最後の導入は12月13日であった。

- ⑧ 開放鶏舎では、壁面の上部と下部に通気口があり、下部の通気口はカーテンが常時下ろされており、更にその外側はビニールシートで覆われていた。上部の通気口は、金網の破損部分を防鳥ネットで補修しており、その外側のカーテンは温度によって自動で開閉する仕組みとなっていた。
- ⑨ 飼料タンク上部には蓋が設置されており、鶏舎内のラインを通して自動で給餌できる構造となっていた。また、補助的に手給餌を行うため、軽トラックの荷台に載せた紙袋に飼料運搬車から飼料を移し、紙袋を鶏舎内に搬入していたが、その際、タイヤの洗浄・消毒は行っていなかったとのこと。
- ⑩ 飼養鶏への給与水や洗浄水には井戸水を使用し、消毒は実施していなかったが、非開放系の取水装置を使用し、鶏舎内のラインを通じて自動給水を行っていたとのこと。
- ⑪ 飼養管理者によると、死亡鶏は毎朝の見回り時などに回収して各鶏舎内のバケツに入れ、数日おきに徒歩で公道を挟んだ堆肥舎に運んで堆肥に埋却していたとのこと。堆肥舎への最後の搬出は12月23日であった。
- ⑫ 鶏糞はオールアウトの際に処理しており、1/3程度を堆肥舎に搬出した後、残りは鶏舎の中央に堆積し、鶏舎内で切り返して発酵させていたとのこと。1か月程度かけて発酵させる間に、鶏糞を堆積した部分を除いて鶏舎内の水洗・消毒を行い、乾燥させた後、発酵済みの鶏糞を鶏舎内に広げて敷料として利用していた。
- ⑬ 敷料として、おがくずも使用しており、木材チップ販売業者から購入し系列農場（発生当時空舎）に保管していたものを鶏舎内に搬入して、発酵鶏糞に混ぜていたほか、鶏舎内のかごに取り置いておき、汚れがひどい部分などに追加していたとのこと。
- ⑭ 管理獣医師はいるものの、最近の訪問はなかったとのこと。

## 5 野鳥・野生動物対策

- ① 飼養管理者によると、農場周辺にはカラスやイノシシが多く生息しているとのこと。
- ② 鶏舎内でネズミや野鳥を見かけることはないとのこと。
- ③ 調査時、鶏舎の通気口に設置された防鳥ネットに5cm程度の破損が数か所認められた。また、鶏舎壁面の土台部分の一部が破損し、3cm程度の隙間が認められた。
- ④ 調査時、堆肥舎の開口部には防鳥ネットが設置されていたが、出入口部分に隙間が認められた。
- ⑤ 調査時、鶏舎内にネズミ等の痕跡は認められなかった。農場内にネコを確認した。また、堆肥舎内にカラスの死体を確認した。

(以上)